

諮問番号：平成27年（情）諮問第1号

事件名：特定の裁判所に対する会計検査において駐車場の無償貸与について指摘したことに関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

諮問日：平成27年 1月23日

答申番号：答申（情）第65号

答申日：平成28年 1月20日

答申書

第1 審査会の結論

会計検査院が特定の裁判所の来庁者用駐車場を特定の弁護士会館専用駐車場として無償で貸与していた問題について指摘したことに関する文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成26年11月20日付け260普第478号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

会計検査院が特定の裁判所の来庁者用駐車場を特定の弁護士会館専用駐車場として無償で貸与していた問題について指摘したことは、既に新聞報道されており、不開示（存否応答拒否）とする根拠は一切存在しない。

よって、本件不開示決定（存否応答拒否）は失当であるから、直ちに全部開示すべきである。

(2) 意見書

諮問庁の意見書に対して、次のとおり反論する。

ア 後記第3の2①について

諮問庁は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第11条第2号及び第29条を、公表に慎重な姿勢をとっている条文であるとして引用している。しかし、両条文を確認しても、検査官会議で決する事項として、検査報告を定め、検査報告の記載事項が定められているだけであり、それらから不公表を導き出すことは到底できないため、法的根拠たり得ないことは明らかである。

そもそも、一見明らかに違法不当な事務に関しては、会計検査院の目が入った時点で、直ちに是正しようとする動きが生まれることも多いと考えられるが、違法状態が全て改善された場合、それによって、同院は、報告事項として上げる必要性を失うから、そもそも上げることができなくなる。諮問庁の見解によれば、このような事情により上げることができなくなったものも全て、不開示（存否応答拒否）となることとなりかねない。

もともと、法的根拠があれば、不開示（存否応答拒否）とすることが許される余地もあるが、原則開示の情報公開法との関係で、正当な法的根拠を、諮問庁は何ら示していない。

イ 後記第3の2②について

諮問庁は、最終的な検査官会議の議決を経た検査報告等以外の検査の結果等に関する情報を、意思形成の過程における未成熟な情報であると主張する。しかし、前記のとおり、違法状態が全て改善された場合、会計検査院は、報告事項として上げる必要性を失うから、そもそも上げることができなくなるが、このようなものも、検査報告に上げられていないとの一事をもって、一律に不開示（存否応答拒否）となることとなりかねない。そのようなことを狙う諮問庁の主張は、原則開示の情報公開法との関係で、到底許されない主張である。

ウ 後記第3の2③について

本件開示請求に係る事態は、新聞でも報道されており、既に情報が外部にも伝わっている。また、前記のとおり、違法状態が全て改善された場合、会計検査院は、報告事項として上げる必要性を失うから、そもそも上げることができなくなるが、そのようなものも、全て不公表となる。会計検査院としても、同院が機能していることを国民にアピールする場を失う結果ともなりかねず、本末転倒の主張である。

エ 後記第3の2④について

諮問庁の主張は、本件開示請求に対して不開示（存否応答拒否）とする事情とは何ら結びつかない。特定の裁判所に対する会計検査にお

いて、会計検査院が駐車場の無償貸与に係る事態を扱ったという事実は、既に新聞でも明らかになっている上に、この事実を同院から明らかにしたとしても、それだけで直ちに検査の着眼点が漏れることにならないことは明らかであるから、諮問庁の主張は、論理的整合性を欠いており、意味不明である。

オ 後記第3の2で引用する仙台高等裁判所の判決について

当該判決は、特定の地方公共団体を被告として提訴された事件に係るものであり、会計検査院は被告ではなく、同院に対して情報公開を直接求めた事例でもなく、個別の事案と言わざるを得ない。しかも、不開示（存否応答拒否）の事例でもない。漠然と何でも不開示（存否応答拒否）することを認めた判決ではない。

カ 後記第3の3(1)について

諮問庁は、様々なおそれがあると殊更に主張するが、会計検査院が特定の裁判所の駐車場の無償貸与に係る事態を不適切なものとして指摘したことは既に報道されており、このようなケースに対して、殊更に様々なおそれを主張しても、説得力が全くない。また、駐車場の無償貸与の会計検査は全く高度な検査ではなく、一般の監査業務の延長線上にあるものにすぎず、検査に支障を及ぼすとは到底考えられない。駐車場の件を明らかにしただけで、外部の圧力・干渉を招くとか、内部の公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼされてしまうような会計検査院は、どれほどまでぜい弱で、また、情けないことか。地方自治体の会計監査は明らかにされているのに、なぜ会計検査院だけ特別扱いになるのか意味不明である。

キ 後記第3の3(2)について

これまで漠然と不開示（存否応答拒否）にしてきたことそのものがおかしい。会計検査院法に、最終的な検査官会議の議決を経た検査報告等以外の検査の結果等に関する情報については不公表にできるという条項はなく、情報公開法に反することは明らかである。会計検査院が指摘したことは、既に新聞でも報道されている事項であり、存否そのものを隠す必要は失われている。

以上のとおり、本件開示請求で開示を求めている文書は、既に報道もされた件にすぎず、殊更に大げさな反論をするような必要がある文書には当たらない。少なくとも開示・不開示の判断は可能な案件であり、本件不開示決定（存否応答拒否）は違法である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求の概要

本件開示請求は、26年10月11日付けで、会計検査院が特定の裁判所の来庁者用駐車場を特定の弁護士会館専用駐車場として無償で貸与していた問題について指摘したことに関する文書の開示を求めたものである。

(2) 不開示決定（存否応答拒否）

処分庁は、検査報告等に掲記されている事項には審査請求人が開示請求の対象とする指摘事項は存在しないことを確認した。そして、処分庁は、検査報告等に掲記されていない事項に関する本件開示請求に対して、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の検査箇所に係る特定の検査事項に対する検査の実施状況等に関する情報（検査報告等において公表されている情報を除く。）を明らかにすることと同様になり、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報が開示されることになるため、情報公開法第8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行った。そして、処分庁が不開示とした理由は、後記2及び3と同様の理由である。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、26年11月28日付けで、上記不開示決定（存否応答拒否）を不服として審査請求を提起した。

2 審理・判断の過程を経ていない検査の結果等に関する情報の不公表

本件開示請求は、上記1(2)のとおり、検査報告等に掲記されていない事項に関する開示請求である。

会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報については、当該検査過程又は審理・判断の過程が継続しているか終了しているかにかかわらず、これを不公表とする取扱いをしている。これは、次の①から④までのような理由によるものである。

① 最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等に関する情報が外部に公表されるとすれば、会計検査院がその検査の結果等を検査報告等に掲記し、正式な検査の結果等（指摘事項等）として公表するに当たっては検査官会議の最終的な議決を経なければならないと規定し、その公表に慎重な姿勢をとっている会計検査院法の趣旨（会計検査院法第11条第2号、第29条等）に沿わない結果を生ずることとなる。

② 会計検査院は、このような会計検査院法の趣旨を更に敷衍して、慎重

かつ周到な審理・判断の過程を定めていることから、最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、いずれの段階におけるものであっても同院の意思形成の過程における未成熟な情報である。

したがって、このような情報が外部に公表されるとすれば、慎重かつ周到な審理・判断の過程を定め、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている会計検査院の取扱いの手続的な意味が失われることとなる。

- ③ このような最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、検査の一過程又は審理・判断の一過程における未成熟な情報であり、その後の検査過程における検証又は慎重かつ周到な審理・判断を経たものではない。そして、会計検査院が検査を実施し、事実関係を正確に把握するとともに、事態の真の改善を図るためには、受検庁の理解と協力を得て必要かつ十分な各種の検査資料の収集・整備を図るとともに、当該検査の結果等について、受検庁との間で率直な意見交換ないし真剣かつ真摯な討議を行う必要がある。このような同院と受検庁との間の率直な意見交換等は、その内容の非公表（すなわち、当該意見交換等の内容に関する情報が不開示情報であること）を前提として行われているものである。

したがって、このような会計検査院と受検庁との間の率直な意見交換等の内容に関する情報（検査の一過程又は審理・判断の一過程における未成熟な検査の結果等に関する情報）の開示は、受検庁一般（又はその他の関係者一般）の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む同院と受検庁との間の率直な意見交換ないし真剣かつ真摯な討議の実施、ひいては、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力・干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

- ④ 検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的な検査の結果等に関する情報以外の情報中には、同院の具体的な検査の着眼点、検査手法等検査上の秘密に属する情報が含まれている場合も少なくない。

したがって、このような情報の開示は、現在又は将来の検査過程にお

ける会計検査院の検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

なお、会計検査院の会計検査に関する情報の取扱いについては、仙台高等裁判所平成13年12月14日判決において、同院は、「会計検査院の正式な指摘事項ないし検査結果として決算検査報告に掲記し、外部に公表することが検査官会議で最終的に議決されたもの以外の検査結果については、事後的にも公表しない取扱いをし、また、最終的な会計検査院の見解として整理されるまでの審理過程についても、同様に、同院の意思形成過程における資料として公表しない取扱いをして」おり、会計検査に関する情報の取扱いを慎重に行いつつ、「憲法上の独立機関、国家財政の監督機関として」、「不正経理等の事態を解明し、また、公正な審理と判断に基づきその検査結果を公表することにより国民の信頼と期待に答えてきた」などと認定されている。

3 本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

(1) 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

前記2のとおり、最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報が開示された場合には、会計検査院の検査上の関心等が明らかとなり、検査による指摘を免れる術を教示する結果となるほか、周到な実地検査対策を講じられるなどして、検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。また、検査の結果等に対する審理・判断の公正・慎重を確保するために設けられた審理・判断の過程の手続的な意義を損ね、また、会計検査院の検査上の関心が外部の圧力・干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件開示請求は、検査報告等に掲記した事項以外の、特定の検査箇所に係る特定の検査事項に対する検査の実施状況等に関する情報について開示を求めるものであり、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

（情報公開法第5条第6号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法第5条第6号柱書き）であり、情報公開法第5条第6号イ及び柱書きが規定する不開示情報に該当する。

(2) 情報公開法第8条該当性

存否応答拒否処分とは、開示請求の対象文書の存否を明らかにするだ

けで一定の不開示情報を開示することとなる場合にのみ行うことができるものである（情報公開法第8条）。

本件開示請求は、検査報告等に掲記した事項以外の、特定の検査箇所に係る特定の検査事項に対する検査の実施状況等に関する情報について開示を求めるものであり、その存在又は不存在を回答するだけで、当該検査の実施状況等が明らかとなってしまうものである。

一方、前記2のとおり、会計検査院は、最終的な検査官会議の議決を経た検査報告等以外の検査の結果等に関する情報については不公表としていることから、本件開示請求に対して、対象文書の存在又は不存在を前提として開示決定又は不開示決定を行った場合、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報を開示することとなることが明らかである。

したがって、本件不開示決定（存否応答拒否）は、情報公開法第8条の規定に該当し、適法なものと認められる。

(3) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件不開示決定（存否応答拒否）は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年 1月23日 諮問書の收受
- ② 同年 5月15日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年 6月 2日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 同年 6月15日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年 7月21日 審議
- ⑥ 同年 9月15日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑦ 同年 11月10日 審議
- ⑧ 同年 12月22日 審議
- ⑨ 平成28年 1月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、会計検査院が特定の裁判所の来庁者用駐車場を特定の

弁護士会館専用駐車場として無償で貸与していた問題について指摘したことに関する文書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象文書については、その存否を答えるだけで、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）の不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第8条に基づき開示請求を拒否した。そして、この処分に対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定（存否応答拒否）の取消しを求めているため、以下、同決定を対象として、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、会計検査院が特定の裁判所の来庁者用駐車場を特定の弁護士会館専用駐車場として無償で貸与していた問題について指摘したことに関する文書である。

当審査会において、会計検査院における検査の結果等の取りまとめに関する諸手続を確認したところ、同院の検査過程及び審理・判断の過程の内容は、次のとおりである。

すなわち、会計検査院が実施する実地検査（同院が職員を実地に派遣して実施する検査をいう。以下同じ。）の過程において、各検査担当者は、受検庁に対して、多くの質問を投げかけたり、疑問を提示したり、注意を行ったりなどするのが通常であるが、これら検査の結果等の全てが同院の正式な指摘事項等となるわけではなく、これらのうち、受検庁に対して文書による質問を発し、当該事実関係の確認、受検庁の見解の表明等を求める必要があると認められる場合には、当該検査の結果等を整理して記載した照会文書を作成し、受検庁に発遣することとなる。そして、当該照会文書に対する受検庁の回答を受領したときは、その内容についても十分に勘案した上、当該検査の結果等を取りまとめ、会計検査院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記する必要があると認められる場合には、さらに、当該検査の結果等を検査報告事項案等に整理し、同院内部の審理・判断の過程に供され、多角的な観点からの審議・検討が繰り返し行われて、最終的な検査官会議の議決を経たもののみが検査報告等に掲記され、同院の正式な指摘事項等として公表される。

したがって、本件開示請求は、会計検査院が実施した特定の裁判所に対する実地検査の過程において指摘したとされる同裁判所の駐車場の無償貸与に係る不適切な事態という検査の結果等について、同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記するための検査過程又は審理・判断の過程に

における各段階で、作成、保有される文書の開示を求めるものであると認められる。

このため、本件開示請求で開示を求める特定の裁判所における駐車場の無償貸与に係る不適切な事態に関する事項が過去の検査報告等に掲記されていないことを踏まえると、本件対象文書の存否を答えることは、会計検査院が特定の裁判所の来庁者用駐車場を特定の弁護士会館専用駐車場として無償で貸与していた事態に着眼して検査を行ったという事実の有無、すなわち、検査報告等に掲記され、正式な指摘事項等として公表されていない、同院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにするとともに、当該検査事項に基づく実地検査の結果、不適切な事態とされたか否か、また、当該検査の結果等が、検査報告等に掲記する必要があると認められ、同院内部の審理・判断の過程に供されたか否かなど、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索、差押えとは異なり直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及

ばす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、同等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な指摘事項等とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁との間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないとい

う信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁との間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱い、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4 本件対象文書の存否応答拒否について

上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討することとする。

ア 本件対象文書の存否を答えることは、前記2のとおり、検査報告等に掲記され、正式な指摘事項等として公表されていない、会計検査院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になり、特定の裁判所以外の受検庁一般等に知られることとなった場合には、同院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

イ また、本件対象文書の存否を答えることは、前記2のとおり、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になった場合には、前記3の(4)に記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する当該受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、同院と当該受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

前記3の(1)のとおり、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものである。

よって、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどを困難にするおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、当該受検庁との関係においてのみではなく、現在又は将来における受検庁一般等との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程等における情報の内容が公にされたという事実を捉え、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

以上のことから、本件対象文書の存否に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、本件対象文書の存否を答えることは、情報公開法に規定する不開示情報を開示することとなる。したがって、情報公開法第8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、会計検査院が特定の裁判所の駐車場の無償貸与に係る事態を不適切なものとして指摘したことは、既に新聞報道されており、不開示（存否応答拒否）とする根拠は存在しないため、全部開示すべきであると主張している。

しかし、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性については、上記4において判断したとおりであり、また、新聞報道された情報は、あくまでも報道機関等がその取材に基づき独自に報道しているものであり、会計検査院が自ら報道発表等をしたという事実はなく、検査の実施状況等が公表されているわけではないと認められることから、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで情報公開法に規定する不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第8条の規定に基づき開示請求を拒否した本件不開示決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 山 舗 弥一郎

委員 山 岸 敬 子

委員 大 塚 成 男